

兵庫県立大学 教育研究審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人定款第19条第1項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関する事項
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関する事項
- (3) 学則のうち教育研究に関する部分、その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 職員のうち教員の人事の方針に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、兵庫県立大学の教育研究に関する重要事項

(組織)

第3条 教育研究審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学部長、研究科長、研究所長その他の学長が定める教育研究上の重要な組織の長
 - (4) 学長と協議の上、理事長が指名する理事
 - (5) 事務局長
 - (6) 学長が指名する職員
 - (7) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者（以下「外部有識者」という。）のうちから、学長と協議の上、理事長が必要と認めて任命する者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員の任期は、当該役員の任期による。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。この場合において、委員が最初の任命の際に外部有識者であったときは、その再任の際における第1項第7号の規定の適用については、当該委員を外部有識者とみなす。

(招集及び議事)

第4条 教育研究審議会は、学長が招集する。

- 2 学長は、教育研究審議会の構成員から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。
- 3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 4 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 5 教育研究審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 第3条第1項第5号に掲げる委員が特段の事由により出席できない場合は、議長の許可を得て、当該委員と所属を同じくする教員を代理として出席させることができる。

- 2 前項により出席する代理の委員のうち、副学部長及び副研究科長は、議決に加わることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(学長選考会議委員の選出)

第6条 定款第10条の2第5項第2号に規定する学長選考会議（以下「選考会議」という。）に教育研究審議会から選出する4人の委員のうち少なくとも2人は、定款第19条第2項第4号に掲げる者でなければならない。

- 2 第1項の規定にかかわらず、委員が教育研究審議会を構成する者でなくなった場合、あるいは委員が学長の候補者として推薦されたときは、当該委員は、選考会議の委員を辞さなければならない。
- 3 委員が前項その他の事故により欠員となった場合は、教育研究審議会は、速やかに選考会議の委員を補充しなければならない。

(議事録)

第7条 議長は、教育研究審議会の議事について議事録を作成しなければならない。

(専門委員会)

第8条 教育研究審議会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、学長の申出により、理事長が任命する。

(庶務)

第9条 教育研究審議会の庶務は、事務局教育企画部教育企画課において行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、教育研究審議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月3日改正)

この規程は、平成26年12月3日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。